

# 偏在解消地区で独立開業するまで

## (1) 法律事務所就職後の独立開業

就職活動

就職

一般事務所

移籍

・新人弁護士等養成事務所  
・偏在対策拠点事務所

公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となることを目指す弁護士を採用して、一定期間実務経験を積ませる事務所です。

との併用不可

### 新人弁護士等養成事務所養成費用支援

「養成事務所」として日弁連に登録している事務所が、公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となることを条件として、一定以上の給与等を支給して養成する場合には、新人弁護士1人あたり100万円(上限)の給付を受けられます。

### 新人弁護士等準備支援

公設事務所弁護士として赴任又は偏在解消対策地区で開業を予定しており、就職した事務所から支払われている給与等の金額が一定水準以下の場合には本人が100万円(上限)の貸付を受けられます。

### 偏在対応弁護士独立開業支援

偏在解消対策地区で開業する際の事務所の開設・運営資金として350万円(上限)の貸付けを受けられます。

原則として返済期限は7年以内。一定条件下で返済の免除もあります。

### 特別独立開業等支援

特別独立開業等支援対象地区で開業する際の事務所の開設・運営資金として650万円(上限)の貸付けを受けられます。

原則として返済期限は7年以内。一定条件下で返済の免除もあります。

偏在解消対策地区へ開業・定着

特別独立開業等支援対象地区へ開業・定着

## (2) 即時独立開業

司法修習中・修了後